

事務所通信 かわらばん ぬのかわ

第77号
2009年1月15日
<http://www.nunokawa.co.jp/>

発行人 布川税務会計事務所
(株)布川計算センター
編集責任者 高橋毅志・鈴木 勉

「気楽に、何でも相談できる事務所」を目指して

所長 布川 博



明けましておめでとうございます。
謹んで新年のご挨拶申し上げます。
昨年はアメリカ発の経済的混乱に、世界中が振り回された一年でした。
ビッグスリーに代表される、アメリカ産業の長期的視野に欠けた経営手法は、かねてからその弱点が指摘されていましたが、それが現実のものとなり、批判にさらされることになりました。

目先の利益だけでなく、将来を見据え、堅実な経営をする点では、オーナー企業が優れていると言われています。殆どどの中小企業が同族経営であることを考えれば、それは中小企業の強みであり、時には地味に見えても、事業を長く継続させるコツかもしれません。

今年も経営者にとって厳しい一年となりそうです。
「気楽に、何でも相談できる事務所」を目指し、頑張りますので、宜しくお願い致します。

確定申告の時期が近づきました

第3課 久古輝昭

今年も間もなく所得税の確定申告の受付が始まります。
今回は、確定申告のポイントとして、住宅借入金等特別控除制度等についてご説明させていただきます。

○住宅借入金等特別控除及び特定増改築等住宅借入金等特別控除とは
住宅ローン等を利用して住宅を新築や購入又は増改築等をし、平成20年12月31日までに居住の用に供した場合で一定の要件に当てはまるときに、その新築等のための借入金等の年末残高の合計額を基として計算した金額を、その住宅を居住の用に供した年以後の各年分の所得税額から控除するものです。

【住宅借入金等特別控除制度の概要】

区分	内容	控除期間
1. 従前からの 控除制度	新築(新築住宅の取得)	10年
	既存住宅の取得	
増 改 築 等	① 増改築、建築基準法上の大規模修繕又は模様替	10年
	② マンションリフォーム等	
	③ 一定の住宅改良工事	
	④ 地震に対する一定の安全基準に適合させる工事	
	⑤ バリアフリー改修工事(平成19年4月1日以後適用)	
	⑥ 省エネ改修工事(平成20年4月1日以後適用)	
2. 控除額の特例	上記1. の内容と同様(平成19年、20年入居分について適用)	15年
3. 特定の増改築等	①バリアフリー改修工事を含む一定の増改築(平成19年4月1日以後適用)	5年
	②省エネ改修工事を含む一定の増改築(平成20年4月1日以後適用)	

(注)上記1.~3.の制度のうち適用可能なものについては選択適用となります。

【住宅借入金等特別控除制度の比較(平成20年入居)】

区分	1.従前からの制度	2.控除額の特例	3.①バリアフリー 改修促進税制	3.②省エネ改修 促進税制
控除率	1~6年目 1.0% 7~10年目 0.5%	1~10年目 0.6% 11~15年目 0.4%	2.0% (バリアフリー改修工事等 以外の部分は1.0%)	2.0% (特定の省エネ改修工 事以外の部分は1.0%)
控除期間	10年間	15年間	5年間	5年間
借入金等 限度額	平成20年入居 2,000万円		1,000万円(内,バリア フリー改修工事等部分 は200万円が限度)	1,000万円(内,特定 の省エネ改修工事部 分は200万円が限度)
借入金等の 償還期間等	10年以上が対象		5年以上又は死亡 時一時償還が対象	5年以上が対象
工事費用	増改築等の場合は100万円超		30万円超 (補助金等を除く)	30万円超
最高控除額	160万円		60万円	60万円

尚、詳細につきましては担当者までお問い合わせ下さいませよう宜しくお願い致します。

今年も宜しくお願い致します。



編集後記

年頭にあたり、普段の文章表現の拙さを反省しつつ、かわらばんの紙面充実の決意を新たにしております。わかりやすい文章を心掛けたいと思いますので、今年も「かわらばん ぬのかわ」をご愛読下さいませよう宜しくお願い申し上げます。
(鈴木 勉)